

# 吾妻学園つくば市立吾妻小学校いじめ防止基本方針(R7)

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、またいじめはいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

### (2) いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

### (3) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

- ア いじめはどの子供にも起こりうるものであり、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうることを認識する。
- イ 何がいじめなのかを具体的に列挙して、職員室前の廊下等、目につく場所に掲示することによって、児童生徒と教職員がいじめは何かについて常に意識する。
- ウ いじめの未然防止には、児童生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- エ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- オ いじめの報告を受けた場合、組織的に当該児童生徒に関わるとともに、毅然とした態度で指導をする。

### (4) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本学園・本校の取組目標とする。

- ア 未然防止への取組の徹底
- イ 早期発見への取組の徹底
- ウ 早期解消への取組の徹底
- エ 関係機関との連携の徹底
- オ 教職員研修の充実の徹底

## 2 「吾妻小学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (1) 委員会は次の者で構成する。(別表1)

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護助教諭、事案に関わる担当職員、スクールカウンセラー

### (2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

### (3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

### (4) 委員会は次に上げる事務を所掌する。

- ア 学園・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関すること
- イ いじめの未然防止や早期発見に関すること
- ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること
- エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること
- オ いじめの相談窓口として相談を受けること
- カ 教職員研修の企画、立案に関すること
- キ 児童生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること

### (5) 委員会は校長が招集する。

### (6) 委員会は次の区分で招集する。

毎月最終日を月1回の定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度「臨時会」とし招集する。

### (7) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

## 3 いじめの防止等に関する措置

### (1) 未然防止のための取組

児童生徒の豊かな心を育成し、心の通い合う人間関係の形成がいじめの防止に資することから、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

## ア 授業、学級活動や道徳

児童生徒が友達と関わりながら、自らの行動を選択し、自己決定力(そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する力)を高め、いじめに向かわない態度を育成する。

また、意見の相違があっても互いを認め合いながら調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを考え行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る力を育てる。

(ア)授業においては、言語活動を効果的に取り入れ、児童生徒同士が協働して活動する場を設け、児童生徒の自己有用感(他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚)を醸成し、共感的理解(その人そのものを理解すること)を深める。

(イ)学級での話し合い活動や体験活動等を、児童生徒が主体的に取り組めるように工夫し、児童生徒同士の絆を深めて、かつ社会性を育み、いじめの起こりにくい学級の雰囲気をつくりだす。

(ウ)障害への理解を深めるための指導や互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を児童生徒が安心して何でも話し合える居場所にする。

(エ)ICTを使った悩み相談「先生あのね」の活用

## イ 児童会(企画委員会)、学校行事並びに部活動

いじめに向かわない児童生徒を育成するため、児童会・生徒会活動、学校行事並びに部活動の中で、全ての児童生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、児童生徒が他から認められる体験を通して、自己有用感(自分は認められている、自分は大切にされているといった思い)を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

(ア)体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で児童生徒が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。

(イ)学校行事等を児童生徒が自ら考え取り組めるように工夫し、児童会・生徒会活動や委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。

(ウ)部活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験することにより、向上心や協調する態度を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。

## ウ 教育相談と個別面談

日頃から児童生徒と接する機会を多くもち、児童生徒が教職員に相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う児童生徒との個別面談の実施や、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制を整える。

(ア)日頃から担任や授業担当者が、児童生徒と気軽に話せる関係を構築する。

(イ)定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。(5月、7月、9月、11月、1月)

(ウ)いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば児童生徒の訴えを傾聴する。

(エ)教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。

(オ)必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

## エ 教育活動全体を通して

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、児童生徒の観察等を行うことで、児童生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候(例 以下の(ア)～(オ)等)を見逃さないよう努める。特に、ささいな変化であってもいじめではないかと疑われる場合、当該児童生徒へ個別に声かけや相談等、積極的な関わりをもち、的確に状況の把握をする。

(ア)遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

(イ)朝の会等で、いつもより元気がない。

(ウ)授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の児童生徒とあまり話さない。

(エ)休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。

(オ)親しかった友達との付き合いがなくなり、スマートフォン等に没頭する。

## オ 児童生徒の主体的な活動

いじめの被害を受けている児童生徒が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けられることができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等、互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する

## カ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。特に、SNS 上やゲーム内のコミュニケーションツールによって行われるやりとりについて、細かく情報収集する。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

同時に、パソコンやタブレット、スマートフォンやゲームの使い方について家庭でよく話し合う機会をもつよう呼びかける。

## (2) 早期発見のための取組

教職員は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな変化であってもいじめの可能性を払拭せず、早い段階から児童生徒へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

#### ア 学校生活アンケート等による調査

いじめに関するアンケート調査を年に5回行い(5月、7月、9月、11月、1月)、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめ、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。また、i-check 等の質問紙を活用し、「自己認識」「社会性」「学級環境」「生活・学習習慣」について、総合的に学校、学級、個人の状況を把握し指導や個別相談に役立てる。

#### イ 保護者との連携

学校での児童生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ相談しやすい関係づくりに努める。そのために、入学式や学年懇談会で保護者へ周知する。

また、保護者用のチェックシートを活用するなど、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

#### ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用のほか、つくば市教育相談センターやいじめ悩み相談対応室など、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

#### エ 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)との連携

学校評価アンケートをもとに、学校や地域が抱える課題等について学校運営協議会(コミュニティ・スクール)で共有・協議し、地域ぐるみでのいじめ防止や不登校対策に努める。

### (3) 早期解消に向けた取組(対応の流れについては、9ページを参照)

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、随時、「いじめの防止対策委員会」の臨時会を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

#### ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

#### イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、つくば市いじめ問題対策連絡協議会と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に報告する。

#### ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめの事実について考えさせるなど、毅然とした姿勢で指導をする。一方で、治療的な意図のもと、加害者の心情を聞き、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

#### エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合には、警察と連携し、プロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に児童生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

#### オ 重大事態の調査と報告(重大事態の対応については、10ページを参照)

いじめによる重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。重大事態と判断した根拠を含む全調査結果を、学び推進課を通して教育委員会へ報告する。つくば市いじめ問題専門委員会と連携し、いじめの解消と再発防止に取り組む。

#### カ 個人情報の保護

当該児童及び関係者の個人情報を保護し、秘密を厳守する。

## 4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

### (1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「第2期つくば市教育プラン」の「基本方針6」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、個別面談等で聞き取り調査等を行い、児童生徒の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

### (2) 地域

校外における児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

### (3) 関係機関(学警連)

学校だけの対応では問題を解消することが困難な場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関と連携しながら、解決にあたる。

### (4) 学校以外の団体等

児童館や塾、社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童生徒が在籍する学校と連携して対応する。

### (5) スクールロイヤー(弁護士)

学校で発生するいじめ、虐待、不登校、体罰等の問題において、事案の見立て、法的な責任、具体的な対応方法などについて、法律に基づいたスクールロイヤーからの助言をもらい、児童にとっての最善の利益と安心・安全な学校環境づくりを共に行う。

### (6) その他

いじめに関係する児童生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

## 5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

### (1) 実践的研修

これまでのいじめ問題への対応策を共有するなど、実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

### (2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

### (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

## 6 重大事態への対処

児童生徒がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

### (1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

### (2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握するため、市調査特別委員会と連携して多面的に調査する。

### (3) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、つくば市いじめ対策特別委員会と連携して、情報を提供した児童生徒を守るための措置を講ずる。

### (4) 加害者対応

いじめの加害児童生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、つくば市いじめ対策特別委員会と連携

- して、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。
- (5) 調査結果報告
- 調査結果については、市教育委員会を通して市調査特別委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。
- (6) 市長への報告
- 上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。
- (7) 解消と再発防止
- いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。
- 加害児童生徒に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。
- (8) 同種事態の発生防止
- 当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。
- (9) いじめの重大事態の調査に関するガイドラインのチェックリストを活用、点検を行い、重大事態に平時からの備えを行う。

いじめの重大事態に対する平時からの備え【チェックリスト】

| チェックポイント                                                                                                                                                                                   | チェック                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。                                                                                      | <input type="checkbox"/> |
| 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。                                                                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。                                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。<br>・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと<br>・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと<br>・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など                  | <input type="checkbox"/> |
| 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。 | <input type="checkbox"/> |
| 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| 「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> |
| 日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。                                                                                                           | <input type="checkbox"/> |
| 様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/> |
| 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。                                                    | <input type="checkbox"/> |
| いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。                                                                                                                    | <input type="checkbox"/> |
| そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> |

7 学校評価における留意事項

- いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の(1)～(5)の5つに関する評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。
- (1)未然防止の評価規準

- ア 児童生徒の自己指導能力を高めることができた。
- イ 児童生徒の自己有用感を高めることができた。
- ウ 児童生徒の規範意識を高めることができた。
- エ 児童生徒が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- オ 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見の評価規準

- ア いじめの早期発見に努めることができた。
- イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ウ 複数の相談窓口を児童生徒や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消の評価規準

- ア 被害者の心のケアができた。
- イ 適切にいじめの事実を確認できた。
- ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- エ 重大事態の調査をし、市教育委員会を通じて市長へ報告できた。(重大事態があった場合)
- オ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

- ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- イ 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ウ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- エ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

- ア 実践的研修を行うことができた。
- イ 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学園・学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

別表 1

令和6年度吾妻小学校いじめ防止対策委員会

委員名簿

|     |            |
|-----|------------|
| 委員長 | 学校長        |
| 委 員 | 教頭         |
| 委 員 | 教務主任       |
| 委 員 | 第 1 学年主任   |
| 委 員 | 第 2 学年主任   |
| 委 員 | 第 3 学年主任   |
| 委 員 | 第 4 学年主任   |
| 委 員 | 第 5 学年主任   |
| 委 員 | 第 6 学年主任   |
| 委 員 | 生徒指導主事     |
| 委 員 | 養護教諭       |
| 委 員 | スクールカウンセラー |

8 参考資料

① 家庭用いじめ発見チェックリスト（茨城県教育委員 HP より）

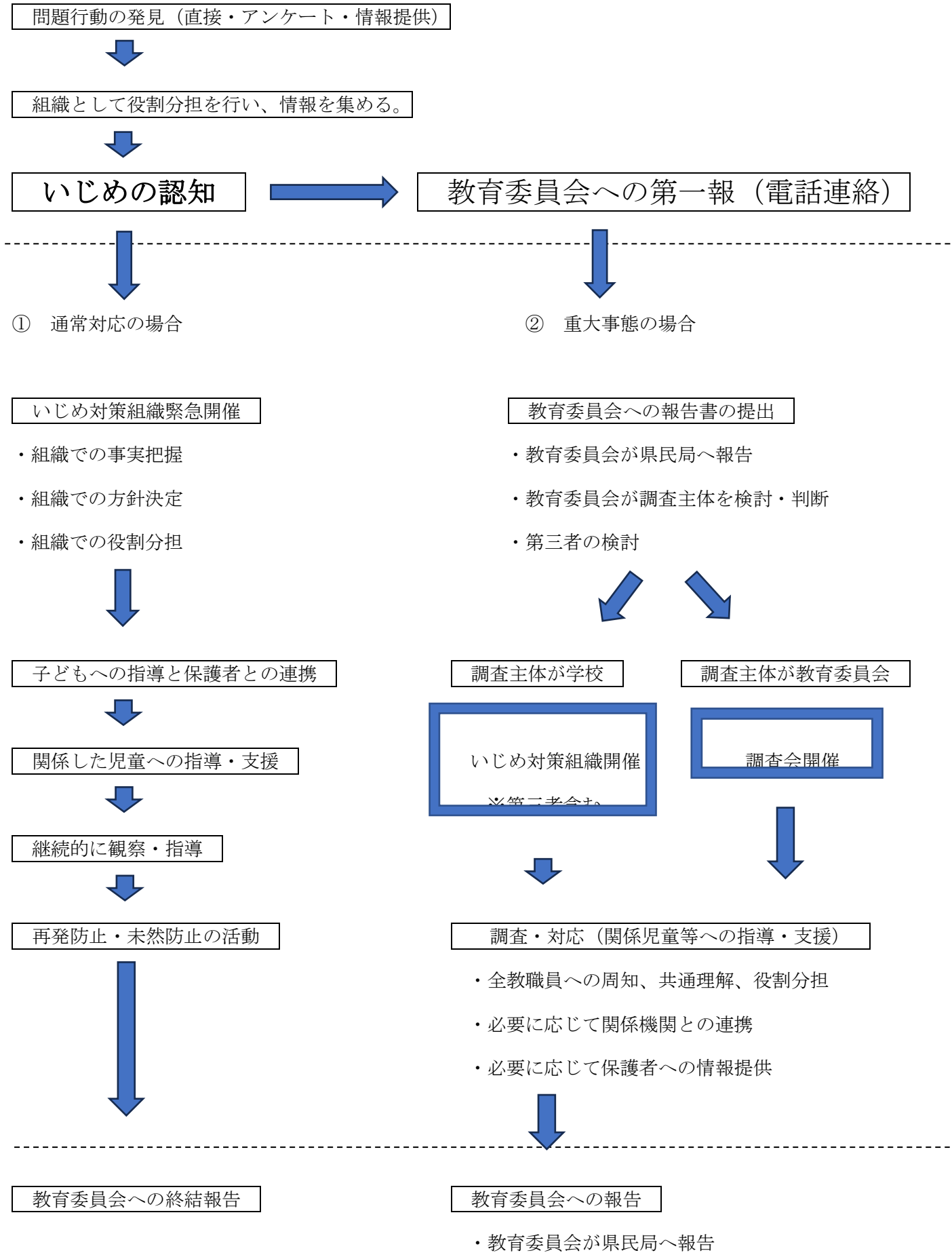
<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2023/02/c275ca6eb83d31cdbc808bea2760e7ff.pdf>

何か、気になることがありましたら、ご遠慮なくご連絡ください。

② いじめ対応の手順

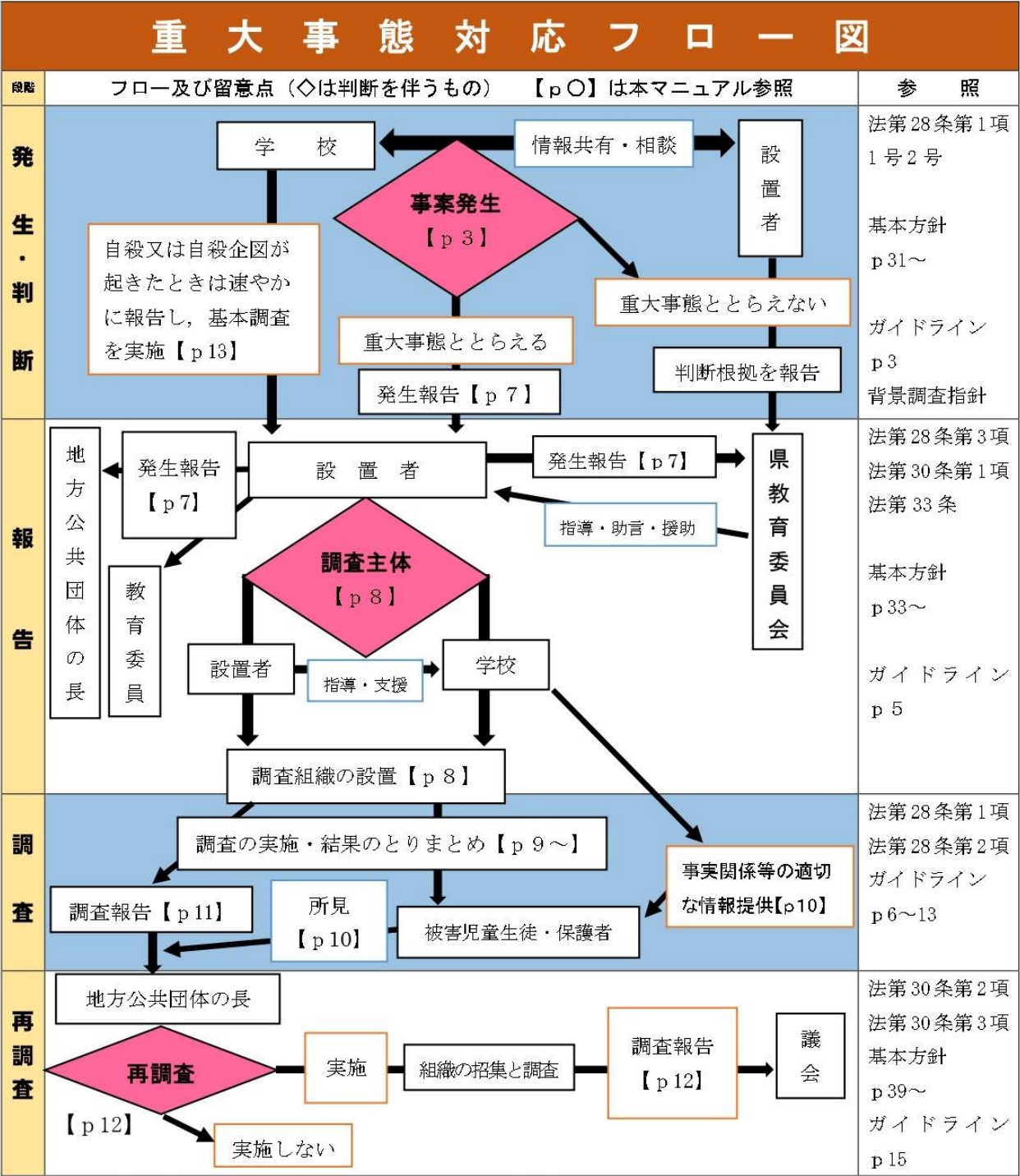


いじめ対応の手順





② 茨城県いじめ重大事態対応フローチャート（茨城県 HP より転載）



※ 市町村教育委員会から県教育委員会への報告は、「調査」「再調査」の各段階においても適時行うものとする。



生徒指導年間計画

| 月間生活目標 |                                                     | 具体的目標                                                                                                                                                                 | 指導内容                                                          |
|--------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 4 月    | ○元気にあいさつしよう<br>○安全に登下校しよう                           | ・自ら進んで元気なあいさつをすることができる習慣作りを行う。<br>・交通事故の未然防止に努める。<br>・不審者遭遇への注意喚起を行う。<br>・基本的な生活習慣を身につけられるようにする。<br>・学校のきまり(ルール)を守る。                                                  | ・礼儀作法<br>・時間の尊重<br>・学習への心構え<br>・登下校の仕方<br>・登下校のきまり            |
| 5 月    | ○友達をふやそう<br>○「あづまのやくそく」について考え、ルールについて話し合ってみよう       | ・友達作りのために、円滑な人間関係を気付く基本的な技術(ソーシャルスキル)が身につけられるようにする。<br>・「あづまのやくそく」について見直しを行い、より良いものに作り上げていく。<br>・PC の使い方や約束について学び、適切に使うことができるようにする。                                   | ・対人スキル、対話の指導<br>・基本的学習習慣<br>・学習用具の準備<br>・物の取り扱い<br>・情報モラル教育   |
| 6 月    | ○休み時間の過ごし方を工夫しよう<br>○マナーが何のためにあるのか考え、マナーを守って生活しよう   | ・梅雨に備えて、雨の日の休み時間の過ごし方の工夫ができるようにする。<br>・「あづまのやくそく」をもとに、基本的な生活習慣の定着を図る。                                                                                                 | ・基本的生活習慣<br>・健康安全<br>・校則と生学校活の見直し(ルールメイキング)                   |
| 7 月    | ○学校をきれいにしよう<br>○生活のきまりを守ろう<br>○安全に夏休みを過ごそう          | ・清掃についての指導を確認する。<br>・身だしなみを清潔に保てるようにする。<br>・基本的な生活習慣の定着をすすめる<br>・生活を振り返り、計画を立てて過ごす。<br>・自他の生命の安全について学び、自ら SOS を出して助けを求められるようにする。                                      | ・健康安全<br>・基本的生活習慣<br>・生命の安全教育<br>・SOS 出し方教育<br>・夏季休業中の過ごし方    |
| 9 月    | ○時間を守って行動しよう<br>○安全に登下校しよう                          | ・時間を守って行動ができるようにする。<br>・学校生活のリズムをつくる、取り戻す。<br>・夏季休業中明けの交通指導と共に交通事故の未然防止に努める。                                                                                          | ・礼儀作法<br>・時間の尊重<br>・身だしなみ<br>・自主的な生活<br>・登下校のきまり              |
| 10 月   | ○目標をもって生活しよう<br>○清掃をしっかりとやろう                        | ・1 学期の振り返りを行い、2 学期に目標をもてるようにする。<br>・清掃への取り組みを見直し、意欲的に清掃活動に取り組めるようにする。                                                                                                 | ・学習規律<br>・主体的な学習<br>・根気強さ<br>・掃除の工夫                           |
| 11 月   | ○学習に集中しよう<br>○身の回りの整理整頓を心掛けよう                       | ・授業を大切にし、学習に集中して取り組むことができるようにする。<br>・整理整頓を心掛けて行い、学習環境を整えるようにする。                                                                                                       | ・学習態度、姿勢<br>・整理整頓                                             |
| 12 月   | ○一年の生活を振り返ろう<br>○使う前よりも綺麗に清掃しよう<br><br>○安全に冬休みを過ごそう | ・今までの学習や行事について振り返り、新年の良いスタートが切れるように抱負をもてるようにする。<br>・1 年の終わりとして清掃の意義を改めて考え、普段は目が行き届かない所にも取り組むことができるようにする。<br>・薬物への興味本位への接近や手出しを防ぎ、正しい判断の基に、危険を回避する心構えや能力を身に付けられるようにする。 | ・主体的な学習<br>・掃除の工夫<br>・勤労、奉仕<br>・冬季休業中の過ごし方<br>・薬物乱用防止(非行防止)教育 |
| 1 月    | ○新年を気持ちよくスタートできる目標をもとう<br>○下校時刻を守って安全に下校しよう         | ・新年を新しい気持ちでスタートできるように、目標を立てる。<br>・安全に下校をするために下校時刻を守る。                                                                                                                 | ・学習態度、姿勢<br>・登下校の決まり                                          |
| 2 月    | ○感謝の気持ちを伝え合おう<br>○安全に生活しよう                          | ・1 年間お世話になった人への感謝の気持ちをもつようにする。<br>・登下校、学校内で安全に怪我の無いような生活を送ることができるようにする。                                                                                               | ・感謝の気持ち<br>・自主的な生活                                            |
| 3 月    | ○自分たちの生活を振り返ろう<br>○元気にあいさつしよう                       | ・今までの自分たちの生活を振り返り、次年度に期待をもって進級できるようにする。<br>・挨拶を受け取った人が気持ちがいと感じられるあいさつができるようにする。                                                                                       | ・自主的な生活<br>・基本的生活習慣<br>・春季休業中の過ごし方                            |

